

金融規制・監督と競争法の関係-EU を例として

2011年2月18日 19:00~

報告者 佐藤智恵

1. 始めに-金融危機と EU 域内市場への影響と対応

2008年秋のリーマンショック以後、EUの金融機関及び実体経済への影響が深刻化

加盟国 銀行の安定のための緊急措置を採る

欧州委員会 { 競争総局 時限的な国家補助
域内市場・サービス総局 新たな金融規制と金融監督制度を提案

報告者の問題意識：

- (1) 90年代以降、経済のあらゆる分野で進められてきた規制緩和の動きが、今般の金融危機によって止められるのか？
- (2) 金融規制・監督は、金融部門における自由な競争をゆがめる結果にならないのか？

2. 金融部門の特殊性

前提：金融＝あらゆるレベルにおける経済活動の基礎

＝グローバル化に伴い1金融機関の破たんが国境を越えて世界経済に多大な影響を及ぼすようになった

(1) 金融規制の目的

①システムの安定 = 健全性規制、破たん処理制度の整備（早期かつ迅速な処理制度、処理方法の多様化）

*他には、金利規制、業務範囲規制（ただし、EUではユニバーサルバンクなので、これは特に必要なし）、参入規制、自己資本比率規制等

今般の危機では、自己資本比率の強化が言われている

預金者保護○

強化⇒株主はより多くのリターンを経営者に要求⇒よりリスクテイク？

低成長の先進国でより多くの収益を上げる必要性あり⇒マクロ経済への影響？

②利用者保護 = 四半期情報開示、内部統制の強化、不公正取引等への厳正な対応

*金融機関とその利用者間における情報の不公正に基づくもの、

自主規制機能の強化、指定紛争機関の整備、セーフティーネットとしての預金保険の整備

*日本では2010年に貸金業に対する規制が強化された

なぜ必要か⇒金融商品とその販売業者が多様化したから

短所？⇒あまりやりすぎると投資意欲がそがれる可能性

③市場の公正の確保 = インサイダー規制、情報開示の規制（市場規律のための開示範囲の拡大）

⇒企業のコンプライアンス意識の向上

(2) 金融部門における競争政策の目的

①金融機関利用料金の低下

②規制

2010年6月 ・(銀行員の報酬に上限を設ける)

・格付け会社に関する規則修正案

*格付け会社の登録・監督制度、格付け会社への制裁措置等を規定

2010年9月 ・デリバティブに関する指令案

http://ec.europa.eu/internal_market/financial-markets/derivatives/index_en.htm 参照

*デリバティブ契約に関する情報について、中央データセンターへの報告を義務付け、デリバティブ契約決済方法の提案

・空売りとクレジット・デフォルト・スワップに関する規則案

http://ec.europa.eu/internal_market/securities/short_selling_en.htm 参照

*EU域内における協調行動、透明性の確保、リスクの軽減を目的とする枠組み構築

2010年11月 ヘッジファンド及びプライベートエクイティに関する指令採択

http://ec.europa.eu/internal_market/investment/alternative_investments_en.htm#directive 参照

*ヘッジファンドの登録、報告、資本金に関する条件を規定

⇒各種の要件を満たした上でEU単一市場の全領域でサービスを提供し、ファンドを販売できる

(2) 欧州委員会競争総局

前提：金融機関もEU競争法の適用対象

①EU競争法による金融危機への対応の可能性

可能性1 EU機能条約101条3に規定されているカルテル等禁止の適用除外を最大限に活用すること

*問題点「101条3適用に関するガイドライン」⇒101条3に基づく適用除外措置をいたずらに拡大することはEU競争法上適切ではない

可能性2 同101条、102条及び合併規則、107条等を含むEU競争法全体の適用を緩和すること

*競争総局は、競争秩序維持をモットーに競争法適用をゆるめる考えはない

可能性3 国家補助を認めること

*適用を厳格にした時限的な措置

②今般に危機に際して講じた措置＝国家補助

概要

2008年 9570億ユーロ }
2009年 1兆1966億ユーロ } 76%が政府保証、26%が個別金融機関救済

参考) 2008年-2010年9月 通常の家補助732億ユーロ、経済界宛家補助581億ユーロ

金融危機に関連する国家補助

①分野横断的

経営困難な状況にある企業の救済のための国家補助に関するガイドライン

Community Guidelines on State aid for rescuing and restructuring firms in difficulty, [2008] OJ C 244/2

法的根拠： EU機能条約107条3c 「経済活動の発展を容易にするための援助」を例外として認める

目的： 経営難に陥った企業に対する補助を規定する

対象範囲： 全ての分野の企業

期限： 2012年10月9日まで延長

②金融部門対象の援助に関する基準

法的根拠： EU 機能条約 107 条 3b 「加盟国経済の深刻な混乱を救済するため」

(i)The application of State aid rules to measures taken in relation to financial institutions in the context of the current global financial crisis,[2008] OJ C 270/2

目的： 金融機関に対する国家補助

(ii)The recapitalization of financial institutions in the current financial crisis: limitation of aid to the minimum necessary and safeguards against undue distortion of competition, [2009] OJ C 10/3

目的： 金融機関が資本を再構成する際に国家補助を与える基準を示す

(iii)Communication from the Commission on the treatment of impaired assets in the Community banking sector, [2009] OJ C 72/01

目的： 劣化資産の扱いについて EU 共通の手法を示す

(iv)Communication on the returns to viability and the assessment of restructuring measures in the financial sector in the current crisis under the State aid rules, [2009] OJ C 195/4

目的： 金融機関の再生のための国家補助を付与する基準を規定

具体的な要件： ・補助を受ける金融機関は、再生計画を提出すること、
・再生のための補助は当該金融機関の再生のために最小限必要とされる額に限定されること

期限： (i)～(iv)に基づき 2011 年末まで延長

③実体経済の回復

Communication from the commission- Temporary Community framework for State aid measures to support access to finance in the current financial and economic crisis, [2009] OJ C 83/1

法的根拠： EU 機能条約 107 条 3b

目的： 実体経済における金融危機の影響を減らす

具体策：

- ・銀行からの貸与をブロックしないことによって企業に継続的な財源確保の道を開くこと
- ・目的・手段に相応する補助が最速かつ最も効果的に受取人へ届くことを確保すること
- ・環境にやさしいいわゆるエコ製品の生産など、将来の持続的な発展ための投資を企業が継続することを確保すること
- ・投資・運用資金を確保するため 1 社につき 50 万ユーロを 2 年間補助
- ・減額したプレミアムでのローン補助
- ・中小企業を対象とする年 250 万ユーロのリスクキャピタル（これまでは 150 万。）

特徴：

・本枠組みに基づいて取られる補助は、クレジットコストの低下による財政の混乱から生じた企業活動の困難な状況に明確に照準を合わせている点

*経営困難な状況に陥った原因が 2008 年 7 月 1 日より前にある事業者には適用されない

・バランステストに基づいて、付与される国家補助が目的達成のために適切であること、競争制限への効果を最低限に抑えるものであることを確保する点

5. まとめ

金融部門におけるバランスのとれた規制と競争とは何か？

規制・監督当局と競争当局との連携の必要性

参考資料：

駐日欧州連合代表部 HP：<http://www.deljpn.ec.europa.eu/>

欧州委員会競争総局 HP：http://ec.europa.eu/competition/index_en.html

欧州委員会域内市場・サービス総局金融サービス部門 HP：http://ec.europa.eu/internal_market

OECD Policy Roundtable Competition, Concentration and Stability in the Banking Sector 2010, DAF/COMP(2010)

翁百合「金融規制改革の近年の変遷と課題」、『ジュリスト』No.1414(2010年1月1日・15日)、p.210-215

佐藤隆文『金融行政の座標軸』（東洋経済新報社、2010年）

井上哲也「欧州における金融規制・監督の見直しについて」、『月刊資本市場』No.301（2010年9月）、p.8-17

岩田健治「世界金融危機とEU金融システム」、『日本EU学会年報』第30号（2010年）、p.39-65

Charles A.E. Goodhart, *The Regulatory Response to the Financial Crisis*, (Edward Elgar Publishing, Glos, 2009)

森本滋「金融制度改革と競争原理」、『経済法学会年報』第14法（1993年）、p.59-80